

## 《調査研究会規程》

平成11(1999). 12(制定)

平成14(2002). 11(改定)

令和2(2020). 12(改定) (設置)

### 第1条

本学会部門運営委員会規程2条により、部門に調査研究会（以下研究会という。）を置く。

（任務）

### 第2条

研究会は、斬新なテーマ発掘、特定または未成熟な学術分野の模索のために調査研究を目的・任務とする。

（設置改廃）

### 第3条

調査研究会の設置改廃は、申請に基づいて部門運営委員会が審議し、決定する。

1. 部門運営委員会の責任と権限により、トップダウンによる研究会を設置することができる。
2. 研究会の設置期間は2年以内とする。延長が必要な場合は、申請に基づき、部門運営委員会の議決により1年を限度に継続することができる。
3. 研究会の活動状況は、部門運営委員会へ報告しなければならない。
4. 研究会終了時には、活動報告書を部門運営委員会に提出する。

（構成）

### 第4条

1. 研究会に、主査及び幹事を置く。
2. 主査は、部門運営委員会の推薦に基づき同部門長が委嘱する。
3. 幹事は、主査が指名する。
4. 主査は、本学会会員であることとする。
5. 構成員は、本学会の会員であることを原則とする。

（職務及び運営）

### 第5条

主査は、研究会の運営を司る。

1. 幹事は、主査を補佐し、研究会の運営を分担する。
2. 研究会は、自発的に自由闊達な研究活動を旨とするため、運営は自主自立性を尊重する。
3. 研究会は、部門運営委員会の決定により、部門活動補助予算より活動補助費を受けることができる。

（庶務）

### 第6条

研究会の庶務は、学会事務局が担当する。

（改廃及び発効）

### 第7条

本規程の改廃及び発効は、部門運営委員会の議を経るものとする。

### 附 則

この規定の変更は、令和2年12月18日から施行する。